

# 労働者派遣法の抜本改正を求める意見書

政府は、通常国会に労働者派遣法の改正案を提出しようとしている。日雇い派遣の禁止など、労働者・国民の声を反映した前向きな要素もあるが、日本弁護士連合会が政府に意見書を提出するなど、問題点も指摘されている。

政府案は、「常用型」派遣の禁止を例外としているが、「常用型」派遣は「派遣切り」のときも、もともと不安定な「登録型」と同じように解雇されている。これを禁止の対象外にするなら、「登録型」をみんな短期契約の「常用型」に切り替えれば、これまで同様に使い捨てできることになる。「常用型」派遣を禁止の例外とする規定を撤回し、製造業への派遣は例外なしに禁止すべきである。

登録型派遣の「原則禁止」をいうが、専門的な知識、技術、経験を必要とする業務（専門26業務）を禁止の対象外にしている。専門26業務のなかには、電子計算機やタイプライターを操作する「事務用機器操作」など、いまでは一般業務としかいえないものが含まれている。100万人といわれる「専門26業務」で働いている労働者のうち、「事務用機器操作」が45万人という圧倒的な数となっている。「専門26業務」は抜本的に見直し、専門性が高く、そのために派遣労働者に交渉力がある業務に限定すべきである。

また、事前面接の解禁など規制緩和をすすめる改悪部分は撤回し、「みなし雇用」を実効ある規定にするべきである。さらに、「均等待遇」の原則を明記し、改正の「先送り」をしないことなどが必要である。

よって、町田市議会は、国に対し、労働者派遣法の抜本改正を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。